宅地開発事業の基準に関する条例施行規則及び千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則の概要

１　概要

職員の事務負担の軽減のため複数の法令に基づく身分証明書の統合を目的とした「立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（以下「特例規則」という。）」が制定され複数の身分証明書を統合する新たな様式を用いることができるようになったことに伴い、統合様式と整合を図る必要があることから下記の規則の一部を改正した。

２　対象の規則

（１）宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和４４年千葉県規則第１０１号）

（２）千葉県開発行為等規制細則（昭和４５年千葉県規則第５２号）

３　主な改正内容

（１）特例規則で定める身分証を統合する新たな様式と整合を図るため、立入検査証の様式を次のように改正

「交付　年　月　日　　「　年　月　日交付

有効期間（交付日から）１箇年」　を　　年　月　日限り有効」　に改めた。

（２）（１）と同じ

４　施行期日

令和５年４月１日